

質 問 回 答 書

2024 年 6 月 24 日

「エチオピア国全国工業運動の実施を通じた製造業競争力強化プロジェクト」

(公示日:2024 年 6 月 12 日/調達管理番号:24a00264)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	詳細計画策定調査報告書 3ページ MTEIRDC との協議結果	「輸入代替戦略:初案が前日に完成。英語版を入手。(配付書類)」とあります。これは別途配布頂いている MIDI の Import Substitution Strategy Zero Draft のことでしょうか?あるいは MTEIRDC が独自に作成した戦略案があるのでしょうか?その場合、共有いただくことは可能でしょうか?	配布資料の「工業省の輸入代替戦略に関する資料(Import Substitution Strategy Zero Draft)」です。
2	企画競争説明書 13ページ 長期専門家の派遣時期について	「本プロジェクトの3年次及び4年次には、産業政策対話及び共同研究を担当する長期専門家を派遣予定」とありますが、1年次からでなく、プロジェクトの後半からの派遣とする狙いについてご教示ください。	長期専門家の派遣の狙いは以下のとおりです。 ①産業政策対話の議論が進展し、対話の対象が拡大することに対応して、支援機能を強化すること ②産業政策対話の議論から生まれる、エチオピアにおいてフォローアップすべきことを担当すること ③翻訳的適応に関する共同研究の進捗に対応して拡大する、エチオピア側との活動を支援すること
3	企画競争説明書内 15ページ 対象機関について	製造技術エンジニアリング産業研究開発センター(MTEIRDC)が含まれているが、具体的にどのような分野のエンジニアリングの強化を想定しているか。	同センターのホームページの情報から、以下のサブセクターを所掌していると思われます。ただし、古い情報であることが考えられま

			<p>すので、プロジェクト開始後に確認する必要があります。</p> <p>鉄筋 中空断面鋼 波板(トタン等) 自動車産業 アルミフレームと家庭用器具 エンジニアリング産業 ワイヤー・釘 鉛及び自動車用バッテリー 変圧器、電力、通信ケーブル 携帯電話</p> <p>https://mteirdc.gov.et/resources/downloads</p>
4	企画競争説明書内 16ページ パイロット事業の実施について	製造業開発機構(MIDI)でのパイロット事業とは、具体的にどのような事業を想定しているか。	<p>製造業開発研究所が 10 ヶ年戦略計画の目標達成のために設定している以下の 6 つの主要テーマ分野からパイロット事業が検討されることが想定されます。</p> <p>①センターの能力構築 ②調査・研究 ③技術・製品開発 ④コンサルティング・技術支援 ⑤製造業の能力構築研修 ⑥品質検査サービス</p>
5	企画競争説明書 15ページ 対象機関について	4つの対象機関が設定されているが、事業実施期間も限られており、軽重を付けた協力も想定しておられるか、ご教示いただけますでしょうか。	パイロット事業については、プロジェクト開始後に対象機関と協議して対象・内容を決定していく計画ですので、対象機関によって規模や

			期間が異なることが考えられます。
6	企画競争説明書 18ページ 成果2に関わる活動	全国工業運動事務局のアクションプランでは、6つのクラスター・コミッティ/テクニカル・コミッティ、全てを同レベルで巻き込んだアクションプランの作成を想定されていらっしゃるか、ご教示いただけますでしょうか。	6つのクラスターの活動状況はクラスター毎に異なり、また、各クラスターの活動内容によって本プロジェクトの活動に適合しないことが考えられますので、全てのクラスターを同レベルで巻き込むことは想定していません。
7	P13 第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項(3)本プロジェクトの3つのコンポーネントについて 及び P19 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務④期分けについて	コンポーネント③全国工業運動実施支援について、「協力開始の1年後から(3年間)」と記載がある一方、P19第4条2.④期分けについては、成果3のパイロット事業のセクター調査、パイロット事業の個別実施計画作成支援、パイロット事業の実施体制構築支援は第1期1年次に実施すると読めるが、③のパイロット事業は2年目以降に開始するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	P13 第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (4)産業政策の支援について(成果1)	左記の項目にて、「本業務では、上記の活動(※産業政策対話にかかる有識者派遣、質問者による注)を実施支援する事務局としての役割を担い、面談者のアポイントメント、レンタカー等の移動手段の手配、セミナー・ワークショップの開催準備、共同研究の進捗支援等を担当する」とあります。セミナー関連の経費は定額計上の「3.政策対話セミナー開催費用」に該当すると思いますが、本有識者派	有識者派遣に係るレンタカー等の車両費は上限額の見積りに含めていただくようお願いいたします。

		遣に係るレンタカー等の車両費(年 2 回合計 8 回程度)を含める必要があるか、ご教示いただけると幸いです。	
9		併せて、第三国の研究者／研究機関との共同研究に必要な予算については、見積りに含める必要がないと理解していますが、相違ないか伺います。	ご理解のとおりです。
10	P14 第 3 条実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)全国工業運動事務局への支援について(成果2)	事務局の体制について、ローカルコンサルタント 3 名(ドイツ国際協力公社、世界銀行、トニーブレア財団から各 1 名)が配置されているとあるが、事務局支援を実施するにあたり、他ドナーとのすみ分け・役割分担について現時点でどのように想定されているでしょうか。	現時点では具体的な想定はありませんが、クラスターによる棲み分け、産業分野による棲み分け、地域による棲み分け、事務局の機能による棲み分け等が考えられます。
11	P16 第 3 条実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (6)製造業の競争力を強化するパイロット事業の支援について(成果3)	第 2 年次から個別実施計画を策定実施し、「4 機関(MIDI、MTEIRDC、TGIRDC、LLPIRDC)において 1 年につき 1 件ずつ、3 年間で 12 件程度実施する」とあるが、「1 件」は何をもって 1 件と捉えることを想定しているでしょうか(定額計上には調査費・会議開催費外注費、出張旅費(日当・宿泊費)とあり、どのような活動を想定されているでしょうか)。	パイロット事業の 1 件とは、一つの対象機関と共に 1 年間に亘って実施する活動を指しています。その内容は実施機関と協議して決定します。 定額計上の費用は、例えば輸入代替のパイロット事業を実施する場合に必要なことが考えられる費用を想定したものです。
12	P40 (参考)別途派遣する専門家の業務内容 産業政策対話／共同研究(長期専門家)	政策対話支援に関する貴機構エチオピア事務所、当該専門家、本件業務従事者の想定されるデマケをご教示頂けるでしょうか。	現時点で想定されるデマケは以下のとおりです。 ①エチオピア事務所:エチオピア政府ハイレベル、日本大使館など、本件業務従事者による対応が難しい調整業務を担当する ②本件業務従事者:上記①以外の調整業務を担当する ③当該専門家:プロジェクト後半に増加する

			業務量に対応し、本件業務従事者と併に担当する、長期派遣者として、本件業務従事者のエチオピア不在時の対応を担当する(政策対話のフォローアップやエチオピア側関係者への働きかけ等)
13	P47 4. 見積書作成にかかる留意事項	本件業務従事者が対象地域内(主にアディスアベバ市内を想定)を移動する際の車両の考え方についてお伺いします。具体的に申しあげると、貴機構現地事務所から車両貸与等の便宜を受けることができるか、車両と運転手の備上が求められるのかお伺いします。	現時点では現地事務所からの車両貸与は予定しておりませんので、車両と運転手の備上費用を見積りに含めてください。
14	配布資料「3-2. Ethiopian Tamirt-E_Tamirt_Working_Doc_15_No v_2022 」	GIZが既にガイドラインを作成しているが、このガイドラインは既に事務局内で活用されているのでしょうか。本ガイドラインが配布資料として提供されているが、本事業で行う事務局支援においてこのガイドラインはどう扱うべきとお考えでしょうか。	同ガイドラインは全国工業運動に活用されています。ただし、配付資料は2022年11月時点のドラフトですので、その後に変更された部分がある可能性があります。本事業においては、同運動の実情を確認し、同ガイドラインを参考に、事務局の運動実施機能強化を支援し、よりよい方法あればそれを提案して実施していくことを期待しております。

以上